

政治資金監査に関するQ & Aの追加について

○ 前払式電子マネーやクレジットカードの利用によりポイント還元があった場合の収支報告書等の記載の考え方

(趣旨)

ポイント還元により、支払金額からポイント相当額が減額された場合の収支報告書等への記載の考え方に関して、登録政治資金監査人から政治資金適正化委員会事務局に対して、問い合わせが多く寄せられることが想定されるため、以下のQ & Aの追加を検討することとしたい。

【追加するQ & A】(案)

V-49 前払式電子マネーやクレジットカードの利用によりポイント還元があった場合の収支報告書等の記載の考え方	
Q	国会議員関係政治団体が、前払式電子マネー（以下「電子マネー」という。）やクレジットカードを利用した際に、ポイント還元により、支払金額からポイント相当額が減額された場合、国会議員関係政治団体は、収支報告書等にどのように記載すべきか。
A	<p>国会議員関係政治団体は、収支報告書に1件当たりの金額が1万円を超える支出（人件費以外の経費）の明細を記載することとされていますが、当該金額の基準は、ポイント相当額を減額する前の金額、すなわちポイント相当額を減額する前の金額が1万円を超える支出について、支出の明細を記載する必要があります。</p> <p>なお、その際の収支報告書等の記載方法については、基本的に現金の流れを記載しつつ、政治資金の収支の状況を明らかにするという2つの目的が達成可能なものであれば構いません。</p> <p>(記載の例)</p> <p>I. 電子マネーを利用した場合（ポイント相当額が即時に還元されたとき又は後日まとめて還元されたとき）</p> <p>まず、電子マネーに現金をチャージした時点で、その分を支出に計上する。</p> <p>その後、電子マネーを利用した場合に、当該支出相当分を支出に計上するとともに（金額欄には、ポイント相当額を減じない金額を計上する）、同額を収入（その他の収入）に「金銭以外のものによる支出相当分」として計上する。</p> <p>また、当該支出の内訳の記載に当たっては、備考欄に「電子マネーによる購入」である旨を記載することが望ましい。</p>

そして、ポイントの還元に係る記載については、ポイント相当額が電子マネーの利用時に即時に支払額から相殺された場合は当該電子マネーを利用した時点で、後日電子マネーへのチャージとしてまとめて還元された場合は当該還元のあった時点で、それぞれ還元されたポイント相当額を収入（その他の収入）に計上するとともに、同額を支出（その他の支出）に「金銭以外のものによる収入相当分」として計上する。

Ⅱ. クレジットカードを利用した場合（カード会社への支払（口座振替）時にポイント相当額が相殺されたとき又は後日口座にポイント相当額が振り込まれたとき）

- ① 物品やサービス等を購入した時点での記載については、当該支出相当分を支出に計上するとともに（金額欄には、ポイント相当額を減じない金額を計上する）、同額を収入（その他の収入）に「金銭以外のものによる支出相当分」として計上する。その後、カード会社に支払った時点の記載については、その分を支出に計上する（金額欄には、ポイント相当額を減じない金額を計上する）。

また、当該支出相当分の内訳の記載に当たっては、備考欄に「クレジットカードによる購入」である旨を記載することが望ましい。

そして、ポイントの還元に係る記載については、カード会社への支払（口座振替）時にポイント相当額が請求額から相殺された場合はカード会社へ支払った（口座振替）時点で、後日口座にポイント相当額が振り込まれた場合は当該振込があった時点で、それぞれ還元されたポイント相当額を収入（その他の収入）に計上する。

- ② 簡易な記載方法による場合は、物品やサービス等を購入した時点で、支出の目的ごとに支出の内訳を記載する（金額欄には、ポイント相当額を減じない金額を計上する）。

また、実際の現金の流れを補足するため、備考欄に「クレジットカードによる購入」である旨、カード会社に支払った年月日及びカード会社名を記載することが望ましい。

そして、ポイントの還元に係る記載については、上記①と同様に記載する。

なお、①、②のポイント相当額の計上に当たっては、クレジットカードを利用した時点ごとに個別に計上する扱いとはせず、例えば、各月でまとめて還元されたポイント相当額を一括して計上することも考えられる。